

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第3回 地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和4年11月1日(火)午後2時00分～午後3時30分
開催場所	いたみいきいきプラザ 3階 会議室
司 会	介護保険課職員
出席委員	明石委員、吉村委員、森田委員、千葉委員 松下委員、行澤委員、山村委員、藤田委員
欠席委員	名田委員
事務局	<健康福祉部> 蓼原地域福祉室長、柳谷介護保険課長、前田地域・高年福祉課長、 千葉介護保険課主査、阿部介護保険課主査、古舘介護保険課主査他
会議の成立	委員総数9名のうち 8名出席 <過半数出席のため成立する>
署名委員	森田委員、千葉委員
傍聴者	0名
会議次第	1 開会 委員紹介 2 会長及び副会長選出 3 議題 基幹型地域包括支援センターのあり方検討について 4 報告事項 介護予防・日常生活支援総合支援事業における介護職員等 ベースアップ等支援加算について 5 その他 6 閉会
備 考	

要 旨

1 開会

委員紹介

2 会長及び副会長選出

3 議題

基幹型地域包括支援センターのあり方検討について

(事務局より資料1-1及び資料1-2により説明)

会長：

どうもありがとうございました。

最初の資料1-1に、今日の議論の全体が書かれています。ヒアリングをして課題が抽出され、その課題を元に担当課に業務調査・ヒアリングを実施し、3つの課題が抽出されました。「情報共有に関すること」、「事例への対応・支援に関すること」、「事業実績の集計・会議に関すること」、この3つが出てきたわけですが、これを元に、どのような体制が良いのか意見交換をされた。そして、今、説明がありましたように、現行体制でやった場合のメリット・デメリット、そして、基幹型包括を廃止して市が業務を担う場合のメリット・デメリットについて資料1-2の10ページの最後、「4. まとめ」に凝縮して示されているということです。

今の説明に対して、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。F委員どうぞ。

F委員：

これまでの振り返りと言いますか、今の時点での確認になります。

基幹型包括の役割の見直しや再構築を、第8期介護保険事業計画期間の令和3年度から令和5年度の3年間で計画になっていたと思います。その後、令和6年度からは第9期介護保険事業計画になり、どちらにするか決定した方針で進めていくという予定で動いていたと思います。そういった中で今回の調査ですが、準備期間とすると令和5年度の1年間しかない。令和6年度からは新たに決まった方針でスタートするということでよろしいのでしょうか。

会長：

はい。ご質問、確認ですね。事務局、説明をお願いします。

事務局：

はい。F委員のおっしゃる通りです。現行の介護保険事業計画期間の令和3年度、4年度、5年度で、基幹型を引き続き存続するのか、市に役割を移すのかという議論をした上で、令和6年度から新たな体制、または基幹型包括を存続したとしても内容を見直した体制でスタートしたいと考えます。

そうしますと、決まったことに基づいて準備をするためには、我々としては、1年間はいただきたいと思っております。ですから、中間の令和4年度、今年度で一定、結論まで出していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

会長：

はい。F委員、どうぞ。

F委員：

今年度中にはどちらの体制にするか方向性を出すということですね。理解しました。

今回のアンケート結果から、特に、地域型包括での対応が非常に難しいと思われるのが権利擁護業務ということです。基幹型包括の業務時間の約6割を占めているという結果からも、基幹型包括に頼っていると言いますか、なかなか地域型包括単独では対応が難しいということが判明したと思います。これは、誰がやっても難しい問題かなと思いました。

他の業務については、社会福祉協議会にある基幹型包括を廃止して市が業務を担うという場合、人員体制やシステム導入等、大変かもしれないができないことはないと思えます。ですが、この権利擁護業務については、専門のセクションを市の内部に作って体制を整えていくことが不可欠だと思いますし、それはなかなか難しいなと感じました。

そういった中で、基幹型包括を廃止して市が業務を担う場合について、資料1-2の10ページの「4. まとめ」を拝見し、地域型包括への支援方法の組み立て直しや職員の確保、システムの導入の体制整備について、まずこの1年でできるのかという期間的な問題が1つはあるのかなと、確実に1年後にはスタートさせることができるのかどうかと思います。

もう1つは、予算的な問題です。基幹型包括が社協に設置されている現行体制を維持した場合と、市に移した場合の費用的な問題を比較してどれだけ違うのか、費用的・予算的な問題を比較することも、今後、必要な検討課題かなと思います。

客観的に見た意見として、今後は、そういった時間的な問題と費用的な問題、その中には体制づくりも全部含めて行った場合のことも検討していくべきかと思っております。

それと、もう1つ参考までにお聞きします。今回、基幹型包括の廃止ということで、現在のやり方をやめて、市と地域型包括でやっていくことができないかなということですが、近隣市ではどのような動きをとられていますか。ただし、市によって高齢化率や人口規模も違っているので、それを比較するというのはなかなか難しいと思うのですが、もし、わかっておりましたら聞かせていただいて、参考にしたいと思えます。以上です。

会長：

はい。ただ今の質問の、1年間という時間的な問題と、費用はどうかということ、それから近隣市の状況について、この3点を事務局よりお願いします。

事務局：

費用については確かに、職員体制を市で担う場合にどこまで必要か等、今からもう少し検討が必要だと考えております。

また、近隣市の状況ですが、川西市、三田市は基幹型包括を設置されています。しかし、地域型包括と市の二者で業務を行っている市もありますので、それぞれの市の現状や地域型包括の職員数なども比較して、どの体制が市にとって良いのか考えております。

F 委員：

三田市と川西市は、市が基幹型包括を担っておられるということですか？

事務局：

川西市は市が担っています。三田市は社会福祉協議会が担っています。

F 委員：

どちらもあるということですね。だから、どちらのやり方も可能ということですね。

会長：

これは、本日の資料で何度も、「時間がかかる」「迅速にできない」という言葉として出てきています。非常に幅広い権利擁護業務の中でも特に緊急性が高く、人の生命にかかわる虐待事例において時間がかかるというのは、非常に大きな問題だと私は思っております。

もう1つは、困難事例というのがあります。一筋縄ではいかないケース。こういうことには、専門性と言いますか、困難事例支援に対して教育・訓練を受けた知識のある人が関わらないと、なかなか難しいと思います。迅速に、専門的な職員が対応していくという体制がとれば、おそらく、どちらでもできるのではないかなと思います。

資料1-2の10ページの「4. まとめ」にもありますが、体制を整えるために職員の増員、専門職の確保というところが非常に大きなポイントになると思います。近隣市の状況について、今後も時間があれば調べていただき、市が担っている場合にはどのような職員体制になっているのか、この点を参照すべきではないかと思っております。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。何かコメントやご助言ありますか。

E 委員：

資料1-2の10ページの、「(2) 基幹型包括を廃止して市が業務を担う場合のメリット・デメリット」という表のデメリットですが、真ん中あたりに、「地域型包括の業務に関わった経験のない職員が配置されることもあり、地域型包括への助言・指導が適切にできない可能性がある。」とあります。これは結構、致命的なデメリットだと私は思います。ただし、現状の市・基幹型包括・地域型包括の三者で対応している場合だと、若干の知識不足があっても、み

んなで意見を言い合ったりできます。しかし、2者で決めるとなると、1人の責任が大きくなる中において、デメリットは適切に助言ができる職員の配置ができない可能性があると言われた場合、「いいです。」とは言いづらい感じがある。どう対応されるのですか。

会長：

事務局、お願いします。

事務局：

はい。基幹型包括のあり方検討を進めております。平成27年に地域包括支援センターを複数化する前は、社会福祉協議会が担う地域包括支援センター1か所だけが市内に設置されていました。それを地域型包括9か所として複数設置した際に、基幹型包括を設置しました。基幹型包括設置の目的の一つ目が、事務のとりまとめです。もう1つは、地域型にとっては新たな業務となる地域包括支援センター業務を行う上での後方支援と伝承。もう1つは、地域型包括職員のスキルアップということでした。もともと、市としては、基幹型包括を時限的に設置しているという考えがありまして、この議論をスタートしました。

ただ、このように調査をしていくと、設置当時以上に求められる役割が非常に大きくなっています。一番大きいのは、今回、議論に上がっています権利擁護業務です。この新たな課題となっている権利擁護の役割を市が担うとなると、先ほど、F委員がおっしゃった費用の面で、おそらく基幹型包括を社会福祉協議会に運営していただく以上に費用がかかるのではないかと思います。また、それと併せて、E委員がおっしゃられたように、市の組織には人事異動がありますので、仮に包括担当職員を4人配置した場合に、その職員が永久的に包括の業務に携われるかという難しい面がございます。そして、異動してきた今まで携わったことがない職員が新たに担当となります。このように、市が担う場合は包括業務に携わり続けた職員が居続けるというのは難しく、4人の内の誰かは携わったことがない新人職員が入るということは、十分あり得ます。

会長：

知識や経験、技術の積み重ねがないと、なかなかできないです。

全国で児童虐待が増え続けて、非常に悲惨なケースが増えていますが、知識のない職員が担当していることが原因であることも多いです。一般行政職員が、過酷な児童虐待の職場に配置されても、すぐに動けるはずがないですよね。一部の都道府県や中核市等では、専門職のケースワーカーを採用・配置して、その職員が初動対応するため、知識・経験・技術の積み重ねができ、対応できています。また、市町村も同様です。行政職員は様々な部署で仕事をして、虐待の現場に配置されて対応し、慣れてきた頃に異動になって新しい人が配置されます。知識や経験・技術が蓄積されていないのに絶えず虐待事案は発生しているので、過酷なケースには対応できないという状況が目に見えています。

E 委員:

この、資料1-2の8ページと10ページは、相反するように感じる事が記載されています。1人で決めるのが何事でも一番早いです。僕らも、職員に伝える時に、「これしといて。」と伝えるのが一番早いのですが、皆さんのいろいろな意見を吸い上げながらやることをよしとするのか、速さを求めて「僕が決めたからこうしろ」と言って、もし間違ってもその状態で進んでいくのが良いのかという、どちらを取るのかということになると思います。

10ページの内容は、協調できて、知識・経験・技術のある人を配置するという担保のある状態であれば、担当人数が少ない中で決めていくことの良さが出ますが、それが無いのであれば3者で対応した方が、メリットがあると思います。おそらく、3者であれば補い合えるところがあったりする。その辺が少し心配です。

会長:

ありがとうございます。どうぞ、H 委員お願いいたします。

H 委員:

個人的には難しい問題で、どう考えたらいいかわからないのですが、資料1-2の5ページの真ん中あたりに、複合課題等を抱えた事例が増加して問題解決できない事例が増加しているというような記載があります。少し異なった視点ですが、個人的にボランティア活動として、「介護者のつどい」をしています。その参加者の中に「地域型包括から紹介をされて来ました。」と言う人が、最近増えてきております。そういう人たちの話を聞いて、専門家ではありませんので、介護者として同じ立場の人として話をしていくという形をとっています。問題が解決したかどうかは不明ですが、1時間半なり、参加者が話をされて、帰るときには元気になって帰って行かれる。我々が見たら、「ああよかったな。」という気持ちになります。解決できない事例が増加しているということで、スーパーバイザーの機能をという話がありますが、個人的に思うのは、スーパーバイズ機能というのは、経験を積んでいる人が、その人の理念を言えることが一番の良いところではないかなと思います。

ですから、これからの考え方の一つとして、市民のボランティア活動のような地域活動をできるだけ活発化していった、基幹型包括・地域型包括・市という支援体制の中に地域の市民活動というも加えていけるようにするのも一つの方法ではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

会長:

ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

事務局:

ありがとうございます。市や関係機関、介護事業者だけで高齢者の問題、介護の問題を

解決するというのは、なかなかできないものです。

市長も申しております通り、地域力、市民力等、全部を含めて連携しながら、ようやく住みよい街というのは出来上がっていくものと考えています。引続き、地域のボランティア活動を進めるなどの視点を持ちながら、事業を進めていきたいと考えております。

会長：

ありがとうございます。

スーパーバイズ機能というのは、3つ要素があります。教育訓練、管理指導、それからケースワーカーをサポートしていくという、この3つですが、今回の検討事項の基幹型の場合は、特に教育訓練という専門的などころが大変だということですね。実際に実務経験が豊富でない人が基幹型包括でサポート側に回るというのは、ご意見にあったようになかなか難しい面があるかなと感じます。

やはり虐待事例は、命に関わるような場合が多いので、対応に時間がかかる、なかなか日程が合わないというのは危険なことかなと思いますので、そうならないような体制を考えていかなければならないと思います。

それから、職員の異動と経験の蓄積の問題ですね。経験の蓄積を一番豊富にお持ちなのが、社会福祉協議会かと思います。行政と違って非常に柔軟に、迅速に動けます。

さらに、虐待事例は終結というのがありますが、終結は完全に終わってしまったのではなく、今後は地域で支えていく必要があり、色々な社会資源を活用しながら虐待をしていた人も地域から孤立しないように支えることが必要です。民生委員を含め、そのような活動をされていると思いますが、そういったことを総合的に対応できる力を社会福祉協議会に蓄積されてきているので、市が担うよりは、良い市民サービスができるのではないかと感じます。E委員もそのようにお感じになっていると思いますが、他の方はいかがですか。

G委員、お願いします。

G委員：

資料1-2の5ページ目に、「8050問題」の記載がありますが、本当に増えてきています。親側にも子ども側にも数多くの問題があって、一つの問題が解決した時には、また新たな問題が発生します。そして、そこにゴミ問題が出てくることが多いです。ゴミの分別がわからない、ゴミステーションまで持っていけないといったような事例があります。

そこで、多くの民生委員は、拠点回収やボックス回収などについて勉強していることが多いです。ゴミ屋敷になるとまた新たな問題が発生します。

会長：

ありがとうございました。権利擁護というと、ゴミ屋敷の問題も関わってきますね。ゴミ屋敷というのは人権が尊重されていない、地域から孤立しているという問題です。

権利擁護業務は、様々な市民生活と複雑に絡み合っているので、総合的にかかわれる体制が必要ですね。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。E 委員、どうぞ。

E 委員：

はい。質問ですが、3人集まるのは時間がかかるけれども、2人だと時間がかからないということでしょうか。日程が合わないというのは、一同が今日のように集まるとなると日程が合わないことがあります。今はパソコン等で入力すれば予定がすぐ出てくる。2者、3者でもできます。意見もその場で吸い上げができるということがあります。最終的な決定権者を設けるという仕組みがあると、スピード感が悪くなることはないと思う。

3人に意見を聞くことにはメリットがあつて、スピード感が悪くなることはないと思うのですが、人数を増やすとスピード感が劣っていくのでしょうか。

「今日こんな案件がありました。」と、地域型から基幹型包括と市に入力し、「こういう形でこう支援してください。」と返事を入力する。入力するとすぐに意見が届く仕組みもあり、一同に会わなければならないものですか。

会長：

今の質問に対して、コアメンバーという言葉が出てきますが、コアメンバーも日程が合わないということですが、コアメンバーについて説明してもらえますか。

事務局：

コアメンバー会議は、地域型包括と基幹型包括と市の3者が集って対話型で、ケースについて検討します。

会長：

確認ですが、3者というのは3人ということでしょうか。3者が5人や6人になることはないのでしょうか。

事務局：

おおよそ、各機関から1名出席していただいて話し合うということになっています。

会長：

3人ですね。では、ご質問のあった点について回答をお願いします。

事務局：

3者で集まりますので、日程の調整が難しいという面もごございます。

ただ、ご意見があったように、チャットで意見を出していくことは今後、考えられる方法だと思っています。

E 委員：

3者でいろいろな意見を吸い上げながら1つのことを決定していく方が良いのか、日程調整が難しいので、2者でスピードが速い方がいいのかという話だと思います。

今、システム上でいろいろなことができるので、対面で会うことがない状態にすれば、スピード感は改善されるのではないかと思いますので、その辺りを考えると3者で対応する方が、メリットが多いと思います。システムを変える工夫もできると思います。

会長：

事務局、お願いします。

事務局：

ありがとうございます。まず、先ほどの質問の補足です。

時間がかかるというのは、会議を開くために時間がかかるという意味なのか、決定権等のシステムが明確でないのか、どちらかという質問だと思います。

今回、掘り下げて調べると、両方に課題があると考えています。一つは、会議の招集について、人が直接集まるため都合が合わないと日程が遅れていくという問題があります。

そして、マニュアルがあるので役割は明確化しているのですが、何年もそのマニュアルを見直しておらず、「措置」になると市が実施することになりますが、措置に至るまでの対応方針を決める段階で、考え方が少し整っていないという仕組みの問題と、2つがあります。

今後、現行体制を維持するにせよ、市に移行するにせよ、集まって会議をするというのは、チャット機能や ZOOM 機能等の ICT を活用することにより改善できると考えています。

また、明確な市の判断基準等を見直すことでも時間短縮につながると考えています。

先ほどから、市はどの方針でいくのかという結論は申ししておりませんが、現行体制を維持したとしても、時間短縮についての課題は解決できるのではないかと考えています。かつ、3人や4人であっても掘り下げた検討ができる方法があるのではないかと考えています。

会長：

資料1-2の10ページの「4. まとめ」の1)。下から2行目、「事務方法等の改善において、ある程度解決が見込まれる」という部分です。

B 委員：

現状、基幹型包括で権利擁護業務に大きく時間をかけていますが、基幹型包括に人を増やすことはないのですか。

また、市に移行した際には、市は人事異動がありノウハウが蓄積できないという話でしたが、市から基幹型包括に出向することはできないのでしょうか。

事務局：

基幹型包括の職員数を増やす、市から出向するという点については、今の体制や費用の範囲で見直しをかけても課題が解決しないというときの最終手段だと考えております。可能性はゼロではないと思いますが、現段階でその議論をすることは難しいと思っています。

会長：

よろしいでしょうか。

B 委員：

はい。

会長：

C 委員、お願いします。

C 委員：

今まで様々な意見をお聞きして、情報の伝達・共有が難しいとか、ノウハウや経験の蓄積の話などがあり、どちらにしてもメリット・デメリットや解決策などお聞きしましたが、そんなに難しいものではないと感じます。地域包括の業務の大変さは知っていますが、内容を理解していないので勝手な意見を言うようで申し訳ないのですが、工夫すればできるような内容と感じます。

予算的な問題があるのかもしれませんが、どちらにしても、「絶対にこっちでないと困る。」というようなことがあるのであれば、その方針で、色々工夫して対応できるようにしていけばよいと思うのですが、今のところ「絶対にこれでは困る。」という内容が無いと思います。もし、「これでは困る。」ということがあるのであれば教えてください。

会長：

ありがとうございます。工夫についてということですが、事務局お願いします。

事務局：

ありがとうございます。市としても資料を作成する段階で、「こっちでないとできない。」ということが明確であれば、結論に書いていたと思います。

どちらの方針になっても、権利擁護業務を最優先で検討しなくてはならず、その影響と費用対効果を考慮した時に、どちらの方針が良いかという判断になると思います。

C 委員のご意見のとおり、費用面も全て考慮しても、どちらの方針でもできると思っておりますが、その中でもどちらの方がよいかという判断をしたいと考えております。

会長：

ベターな方ということですね。ベストは、なかなか無いので。
ありがとうございます。他に、何かございますか。

D 委員：

3者の時間の擦り合わせが大変ということでしたが、兵庫県薬剤師会において、県内の薬局が調剤の点数の算定に迷った場合に兵庫県薬剤師会に連絡をして、事務員がチャットアプリに質問を発出し、その質問票について医療圏域の役員が答え、皆で合っているかどうか話し合います。そのようなアプリもあるので大変便利だと思います。

会長：

ありがとうございます。ICT の活用ということです。ぜひともこれから取り入れていかなくてはならないと思います。

コロナで随分と社会が変わり、私も以前は会議の打ち合わせは市役所に出向いていましたが、今はオンラインになっています。時間短縮になったので、アフターコロナの社会では良いものは取り入れる必要があります。特に福祉業界は進んでいないところもあります。よく勉強して取り入れ、何ができるのかを考える必要があります。健康増進事業ではICTを使ってポイント付与をしたりしています。そのような先進事例を参考にしながら、ICT の活用をすることもひとつ大きな論点であるというご意見でした。

それについては、資料1-2の6ページの3の1番目に「事務方法等の改善による対応策」ということで「ICT の活用」を挙げていただいております。

まだご意見を頂戴したいところですが、次の「報告事項」の時間になっております。次に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、「4 報告事項 介護予防・日常生活支援総合支援事業における介護職員等ベースアップ等支援加算について」、説明をお願いします。

4 報告事項

介護予防・日常生活支援総合支援事業における介護職員等ベースアップ等支援加算について

事務局：

資料説明の前に、1つお詫びを申し上げます。

資料2については、介護報酬の改定が10月から行われました。国が定めるのが介護報

酬ですが、いわゆる総合事業の報酬は市が定めることとなっております。そのため、10月から適用しておりますが、本来であれば、委員の皆様にも事前にご相談し、ご意見をいただくところですが、今回は本協議会委員の改選もあり、本協議会を開催することができませんでした。そのため、事後の報告となりましたことをご詫言申し上げまして、内容につきまして担当者よりご説明いたします。

(事務局より資料2により説明)

会長：

ただ今の報告事項について、ご質問や、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。それでは、「5 その他」ということですが、事務局よりお願いいたします。

5 その他

事務局：

次回の伊丹市地域包括支援センター運営協議会ですが、1月頃の開催を予定しております。日時は改めてご案内させていただきます。

6 閉会

会長：

本日も、貴重なご意見と円滑な議事へのご協力、ありがとうございました。これもちまして、伊丹市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。